

■令和５・６・７年度四万十市立東山小学校校舎改築工事(電気設備工事) 第４回設計変更理由書

費目			工種		変更理由	備考
1	C 1.2階東棟	照明器具取付工事	4	・照明器具「K4」を減 ・照明器具「LA30n」、 「LA15n」、 「LA10n」を追加	「1階図書室の照明機種変更」 ・ダウンライトが天井木ルーバーのピッチ内に収まらないため、機種をライン照明に変更したため。	
2	C 1.2階東棟	照明器具取付工事	4	・照明器具「K2」を追加	「1階特別活動室の照明追加」 ・特別活動室はさまざまな用途での利用が考えられるため、設計時300lx程度から変更後500lx程度に照度を変更したため。	
3	C 1.2階東棟	照明器具取付工事 電灯設備工事	3、4	・照明器具「d2」を減 ・照明器具「Y」を追加 ・配線ケーブルの増減	「1階教材庫・階段下用具置場の照明機種変更」 ・施工上階段下天井に設置ができなかったため壁付けの照明に変更としたため。	
4	C 1.2階東棟	照明器具取付工事 電灯設備工事	3、4	・照明器具「Br13」「K2」を減 ・照明器具「S10」「LA30」 「LA10」を追加 ・人感センサー親機を減 ・配線ケーブルの増減	「1階ブレイルールの照明機種変更」 ・ダウンライトが天井木ルーバーのピッチ内に収まらないため、機種をライン照明に変更としたため。 ・ブラケット照明は照射位置を調整できるスポットライトに変更としたため。	
5	A 2階北棟	照明器具取付工事 電灯設備工事	3、4	・照明器具「LA30n」を追加 ・配線ケーブルの追加	「2階外国語教室の照明追加」 ・ゲルバー梁にライン照明を設置する必要があるため、梁の通りに合わせて器具台数を調整し、照度の均斉度を確保したため。	
6	A 2階北棟	照明器具取付工事 電灯設備工事	3、4	・照明器具「LA30n」を追加 ・配線ケーブルの追加	「2階多目的室の照明追加」 ・図工室との間仕切りで部屋を分割した際に、均等の台数で割れなかったため、均等な台数配置としたため。	
7	A 2階北棟	照明器具取付工事	4	・照明器具「Br13」を追加	「2階男子トイレの面台照明追加」 ・洗面台に鏡が2面あったが、設計数量では1台しか器具が見込んでいなかったため、それぞれの鏡に対して設置するため追加とした。	
8	B 2階南棟	照明設備工事	4	・照明器具「K1」「K3」の減 ・照明器具「K7」「K8」の追加	「2階西男女WC、西WC前廊下の照明機種変更」 ・天井裏に断熱材が施工されており、現状の器具では断熱材に取付不可だったので、取付可能な機種に変更したため。	

■令和５・６・７年度四万十市立東山小学校校舎改築工事(電気設備工事) 第４回設計変更理由書

費目			工種		変更理由	備考
9	B 2階南棟	照明設備工事	4	・照明器具「LA15」の追加	「2階オープンスペースの照明機種変更」 ・ライン照明の配置が大梁に干渉していたため、区間を区切り追加設置した。	
10	D 屋外	非常用発電機設備	1	・発電機バッテリー交換費用を追加	「既設品非常用発電機のバッテリー交換による変更」 ・発電機のバッテリー交換時期が2024年2月と交換時期を過ぎていたため、交換とした。	
11	C 1.2階東棟D 屋外	電気時計設備	C5、D7	・AC式電気時計を減 ・太陽電池時計を追加 ・電源配線配管を減	「屋外ポール時計の仕様変更」 ・設計ではAC式電気時計を設置していたが、工事途中に旧校舎で設置していた時計を活用することとなり、既設品は太陽電池時計であったため電源を敷設していなかったが、保管している間に時計が作動しなくなったため、再利用はできないと判断し取替ることとした。電源を敷設していないまま 外構工事を終えていたため、設計時のAC式電気時計を太陽電池時計に変更としたため。	
12	A B C 1、2階 全て	情報設備	6	・UTP0.5-4Pr Cat5eを減 ・UTP0.5-4Pr Cat6Aを追加 ・上記配管の増	「LANケーブルの配線線種の変更」 ・ギガスクール用のWifi配線はCat5eで設計していたが、幡多エントランスさんとの協議の結果、LANの系統を分ける必要があり、かつギガスクール用の配線はCat6Aに変更となったため。	
13	A 2階北棟	電話設備	6	・端子盤2T-1（壁掛）を減 ・端子盤2T-1（自立）を追加	「2階の端子盤2T-1を壁掛型から自立型に変更」 ・2階の端子盤2T-1を設計では壁掛型でとしていたが、幡多エントランスとの協議の結果、L2スイッチ盤を2T-1に取り込むこととなり、そのスペースを見込んで自立型に変更とした。	
14	B 2階南棟	照明器具取付工事	4	・照明器具「d2」を支給品から新設に変更	照明器具「d2」の四万十市の在庫は2台しかなかったが、設計内訳では8台支給品で計上してしまっていたため、差分6台分を新設に変更とした。	
15	C 1.2階東棟	照明器具取付工事	4	・照明器具「K1」を支給品から新設に変更	照明器具「K1」の設計内訳で計上されている支給品台数以上に四万十市の在庫が余っていたため、内訳の支給品を追加とし、新設を減とした。	
16	C 1.2階東棟	幹線・動力設備	1	・CE3.5-4Cを追加	シャッターの電源線が計上漏れであったため追加とした。	
17	D 屋外	構内配電線路	1	・既設ハンドホールレベル調整を追加	既設のハンドホールを建築外構工事により、高さを調整するよう指示があったので、レベル調整を行ったため。	